

## 《単位互換提供科目詳細（シラバス）》

\* 科目 No. 2901

## 科目概要記入欄

1. 開設大学名	島根県立大学		科目開講 キャンパス	浜田キャンパス		
2. 科目名	正式科目名	労働法			クラス名	
	副題				配当年次	2, 3, 4
	旧科目名					
	学問分野	番号	21	名称	法学	
	サテライトで開講される科目の科目群			A群	B群	
3. 担当教員名	大橋 将					
4. 単位数	2単位		5. 開講学期	春（隔週）		
6. 開講期間 曜日・時間	2020年4月10日（金）～2020年7月17日（金） 金曜日（隔週） 10：40～12：10、13：10～14：40					
個別開講日	1回目 4/10	2回目 4/24	3回目 5/8	4回目 5/22	5回目 6/5	6回目 6/19
	7回目 7/3	8回目 7/17	9回目 /	10回目 /	11回目 /	12回目 /
	13回目 /	14回目 /	15回目 /	16回目 /	試験日	/
7. 基礎知識の有無	1. 「基礎知識を必要とする科目」 （ ） ②. 「基礎知識を必要としない科目」					
8. 募集人数 （総授業定員）	5人 （ 人）		9. 定員超過時の 選考方法	書類選考		

10. 科目内容・授業計画	<p><b>【科目内容】</b> 労働法は、卒業したらほぼ例外なく働くことになる学生にとって、一番身近な法律と言っても言い過ぎではない。世間では、労働組合運動は沈静化しているが、経済環境の大幅な変動に伴って、労働をめぐる環境は変化が激しく、現政権は労働環境を大幅に変えようとして法改正が頻繁に行われており、一番ホットな法分野ともいえる。本講では、労働とは何か、労働者と企業の関わり方、労働関係を規律する法についての原則を学ぶとともに、新しい法制度の動きについても随時紹介する。講義を通じて、諸君が卒業後就職した際に、自らの置かれた立場と対処の仕方を身につけることを目標とする。 また、各種公務員試験にも労働法は出題されるので、その点も意識しながら授業を進める。教科書と法規集は必ず持参のこと。</p> <p><b>【到達目標】</b> 労働法は労使それぞれにとって必須の知識である。労働法の基礎を身につけ、社会において適切に対処できるレベルに到達する。</p> <p><b>【授業計画】</b> 授業予定日：(原則として隔週金曜日 2 限、3 限に行う)・講義の順序は前後することがあります。 第 1・2 回 「労働法を学ぶにあたって」(教科書第 I 編) 第 3・4 回 「労働契約の締結と就業規則」(教科書第 3～5 章) 第 5・6 回 「キャリアの展開と人事」(教科書第 6～9 章) 第 7・8 回 「解雇・退職・非正規雇用」(教科書第 10～13 章) 第 9・10 回 「人権と平等・賃金」(教科書第 III 編・第 16 章) 第 11・12 回 「労働条件」(教科書第 17～20 章) 第 13・14 回 「労働組合と労使交渉」(教科書第 V 編) 第 15 回 「労使紛争の解決」(教科書第 V 編) 第 16 回 「期末テスト」</p> <p><b>【テキスト】</b> 野田・山下・柳澤編『判例労働法入門(第 6 版)』(有斐閣) ポケット六法令和 2 年版(有斐閣) 上記 2 冊は、授業の必携。必要に応じて資料・レジュメを配付する。</p> <p><b>【参考文献】</b> 荒木尚志『労働法第 3 版』(有斐閣) 菅野和夫『労働法(第 12 版)』(弘文堂) 『労働判例百選(第 9 版)』(有斐閣)</p>		
11. 試験・評価方法	受講人数にもよるが、原則として受講態度と期末試験を併せて評価する。		
12. 別途負担費用			
13. その他特記事項	授業開始前には着席していること		
14. サテライト科目の社会人受講について	科目等履修生(単位付与)として受け入れ	可	否
	聴講生(単位認定不要)として受け入れ	可	否